○農林水産省告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字会染七七三の一一五、七七三の一一六、七七三の一一八、七七三の一一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十三年十二月二十八日農林省告示第二千六十二号（二及び三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬貫一三〇一の一、一三〇一の二、一三〇一の六、字小瀬抜一三〇一の七、一三〇一の八、一三〇一の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十一号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　雪崩対策用エアバッグガス圧力容器封板せん孔器に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

イ　ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・一九二グラム以下であること。

ロ　撃発式雷管の起爆薬の量が〇・〇二三グラム以下であること。

ハ　撃針点火により、ガスを発生させる構造であること。

ニ　火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

ヘ　内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

附　則

この告示は平成二十六年六月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用の区間
第一東海自動車道	海老名市杉久保字堀合三三番二から同市今里字高野一二九四番二まで	供用開始の期日	平成二十六年六月二十五日十一時

○国土交通省告示第六百九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年六月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	第5270号
物件の名称	操船信号灯
物件の型式	ＭＬＲ
製造者の名称	伊吹工業株式会社
製造者の住所	大阪府大阪市旭区高殿１丁目７番28号

○国土交通省告示第六百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年六月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	第Ｆ―488号
物件の名称	防火戸（Ｂ15級）
物件の型式	ＳＴＡＣＯ―Ｂ　15―1
製造者の名称	STACO Co., Ltd
製造者の住所	1589―3, Songjeong-dong, Gangseo-gu, Busan, Korea

○海上保安庁告示第八十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度〇一分一二秒東経一四三度三二分の地点を中心とする半径二・六海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三六度五四分東経一四二度四三分の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十六年七月十三日から平成二十六年七月二十二日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○防衛省告示第百十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年六月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年七月二日（予備、同月三日）の〇八〇〇から一六〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒